

環境技術実証事業の概要について

1. 目的

○ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及促進

○最適な環境技術実証の手法や体制の確立

- ・ 既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。
- ・ このため、環境省では、平成 15 年度より、「環境技術実証モデル事業」を開始し、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施している。平成 20 年度より、「環境技術実証事業」となっている。
- ・ 本実証事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図るとともに、最適な環境技術実証の手法や体制を、確立していくことを目指す。

2. 「実証」の意味について

○第三者機関が環境保全効果などを試験などで客観的なデータとして示すこと

- ・ 本事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも使用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。
- ・ 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

3. 実証に関する費用分担について

○対象技術の持ち込み、設置、撤去等に係る費用を除き、原則国費負担

○技術分野設置の 3 年目以降は、受益者負担の考えに基づく「手数料徴収体制」へ

- ・ 本事業では、実証方法が確立されるまでの間（1 技術分野につき原則 2 年間）は、対象技術の持ち込み、設置、撤去等にかかる費用を除き、原則国が費用を負担するが、その後は受益者負担の考え方に基づき申請者にも応分の負担が求められる。
- ・ この考え方に基づき、平成 17 年度より、「国負担体制」と「手数料徴収体制」に分けて、実証事業を実施することとしている。

4. 環境技術実証事業及び実証を行った技術の普及方策について

○実証試験結果はウェブサイト等にて広く一般に公表

○実証試験を行った技術へのロゴマークの交付

- ・ 実証試験より得られた結果は、環境省が技術毎に報告書を取りまとめウェブサイト

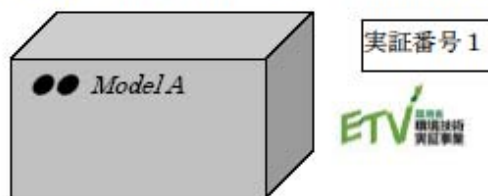
にて広く一般に公表するとともに、報告書の概要版を取りまとめた冊子を配布している。

- また、同様に、各実証機関でもウェブサイト等において、実証試験の結果や紹介パンフレットなどを公表している。
- 環境技術実証事業及び実証を行った技術を一般に広く普及させることを目的としてロゴマークを定め、実証試験を行った技術の紹介や広告等のために活用されている。
- 平成 21 年度では「地球温暖化防止展&世界環境共生都市博」、平成 20 年度では「2008 NEW 環境展」等において、本事業の紹介やこれまで実施してきた実証の成果について、出展するとともに、今後の事業の発展に関するシンポジウムを開催している。

図表 環境技術実証事業 ロゴマーク

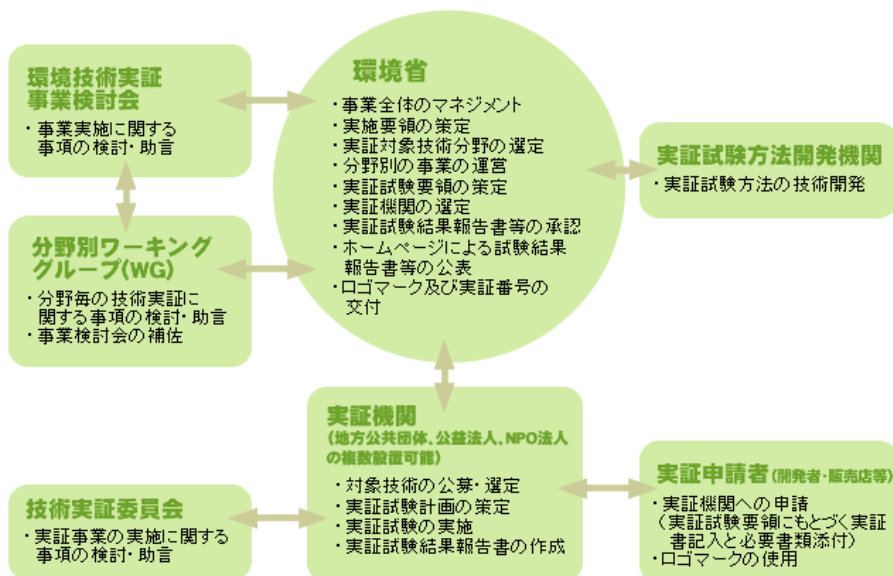


●製品やカタログ等にロゴマークを利用する場合の例

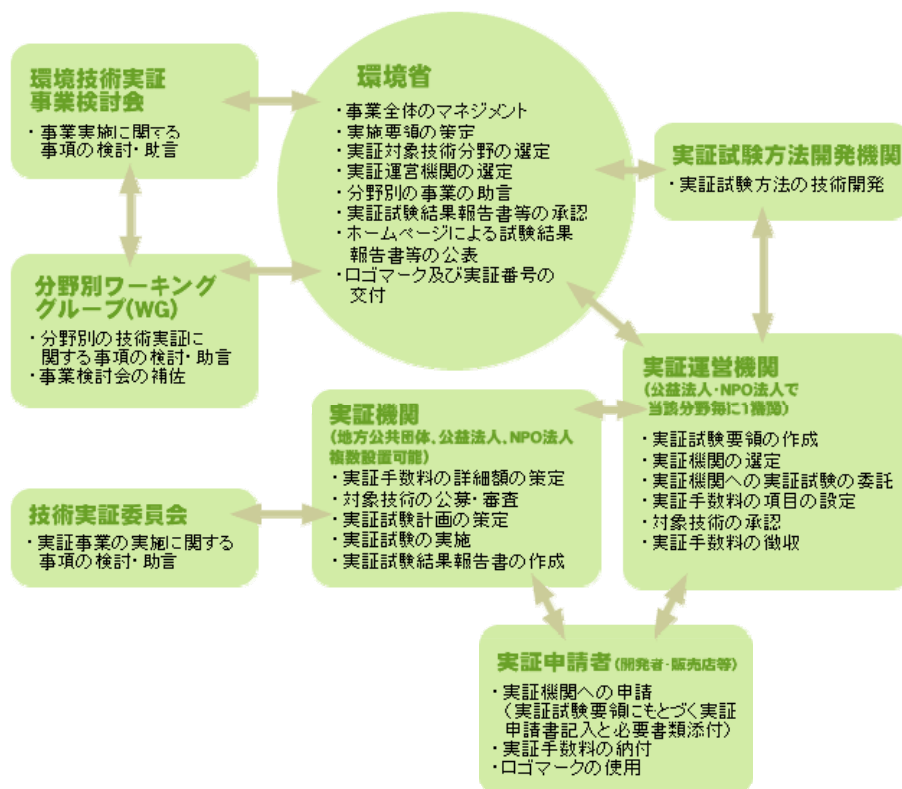


5. 事業実施体制

(ア) 国負担体制 (参考)

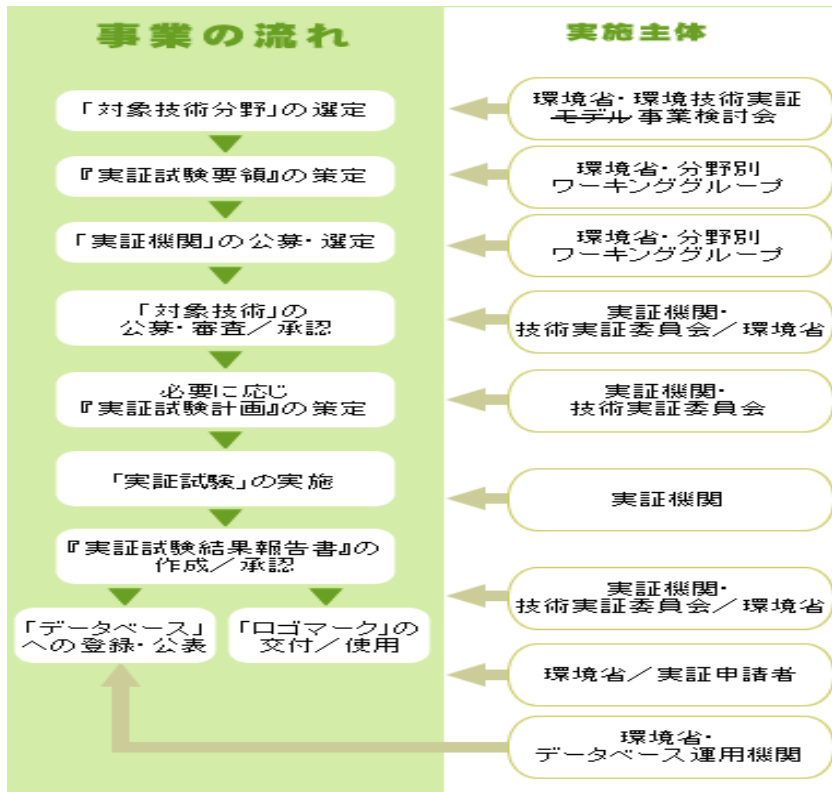


(イ) 手数料徴収体制 (現状の有機性排水処理技術分野)



(注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して事業を実施することもありうる。

6. 事業の流れ
 (ア) 国負担体制 (参考)



(イ) 手数料徴収体制 (現状の有機性排水処理技術分野)

